

「旭市障害者計画(素案)」に関する意見と市の考え方

No	ページ	意見要旨	対応等
1	第2章 障害のある人を めぐる現状 P33 障害者家族の負 担軽減について	介護する側にもっと目を向けてほしい。また、介護する側に毎月手当のような支援をお願いしたい。介護、仕事、家事などで心身共に疲れています。様々なサービスを使うと言われるが、利用するにはお金がかかるため、経済的に余裕がないと利用できない。	市では「ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当」や「特別障害者手当」など、重度の障害者を介護する方または障害者本人に対する手当を給付する制度を用意しています。また、障害福祉サービスは、利用したサービス量にかかわらず、所得額に応じた負担上限額が設定されており、毎月この上限額を超える負担額は生じないようにしております。
2	第2章 障害のある人を めぐる現状 P33 障害者家族の負 担軽減について	障害者手帳2級でも医療費の助成が受けられるようお願いしたい。	市では身体障害者手帳1.2級及び3級の一部（心臓、腎臓、呼吸器、体幹障害）、療育手帳A以上またはBの1かつ身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方を対象とする重度（中度）心身障害者（児）医療費助成事業があります。 また、治療の必要があると医師が認めた方を対象とする医療費助成（更生医療、育成医療、精神通院医療）は、負担上限額が定められており、毎月この上限額を超える負担額は生じないようにしております。
3	第2章 障害のある人を めぐる現状 P33 6.課題のまとめ 障害者家族の負 担軽減について 1行目～	現在どこのグループホームも定員がいっぱいでなかなか入居することができないため、市内にある空き家を利用して、グループホームを作ってほしい。	海匠地域の中では本市の事業所数はかなり充実していますが、ご希望の条件に見合うところが空いていないという状況があることを把握しています。ご希望の条件に近い空室が見つかるよう関係機関と協力しながら対応してまいります。

No	ページ	意見要旨	対応等
4	第2章 障害のある人を めぐる現状 P33 6.課題のまとめ 障害者家族の負 担軽減について 1行目～	親も当事者も高齢になっていくので、将来的にはグループホームではない精神障害者の大規模な収容施設が必要である。	P51 主な事業に記載がありますように、市では障害の種別にかかわらず、障害者と介護者の高齢化を見据え、地域全体で障害者の生活を支えるための「地域生活支援拠点」に係る事業を今年度中に開始する予定です。この事業を通じて、障害者の生活訓練や社会参加を進めてまいります。
5	第2章 障害のある人を めぐる現状 P34 移動手段の確保	近くにスーパーがないので、食料や日用品が買いづらい。通院や買い物のためにコミュニティバスの運行をもっと増やしてほしい。自分が通院している病院の近くまで路線を増やしてほしい。	コミュニティバスは、限られた台数で運行しているため、現行では路線の変更や増便は難しい状況です。 通院や買い物際には、デマンド交通「きらりんタクシー」を運行していますので、ご利用ください。 いただきましたご意見につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

No	ページ	意見要旨	対応等
6	第3章 計画の基本理念 P37 2.施策の基本方針(1)共生社会の実現に向けた障害への理解促進	精神障害（特に統合失調症）は若い時に発症するので当事者も親も何もわからずどうしたら良いかとても不安である。学校教育で精神障害について早い時期から教育を受けていれば、もし自分や友達が発症した時に参考になり、過度の偏見や差別がなくなる。日本の精神保健は、100年前と制度も人々の考え方も何も変わっていない。当事者と家族がただ耐え忍んでいるだけではいけない。	※ご意見を踏まえ、記述を修正します。 <u>P49 1「障害者保健対策の推進」主な事業「こころの健康づくり対策」一つ目の◆「保健所と連携を図りながら～」の後に「学校教育等で」を追加します。</u> <u>担当課に「教育総務課」を追加します。</u> 小中学校等での福祉教育については、P42「福祉教育の充実」において記載してありますように、交流や体験等を通してお互い認め合い、助け合う心を育てていきます。 精神障害に対する教育については、ご指摘のとおり小・中学校においては、十分とは言えません。現在、学校では子供たちの発達段階に応じて、道徳や人権教育、福祉教育等の中で、自己理解や他者理解など、偏見や差別、いじめについて学習しています。また、精神障害に限らず、自分の困り感について、一人で抱え込まず、相談する大切さとして、学校へのスクールカウンセラーの配置、SOSの出し方教育や教育相談の充実を図っているところです。 今後は、精神障害についてもさらに理解を深め、ともに尊重し合いながら、協働して生活していく態度を育んでいきます。
7	第3章 計画の基本理念 P37 (2)自立した生活を支える制度や支援の充実	宅食をもっと安価にしてほしい。	材料費、調理費、配達料のほか安否確認の報告事務を課しており、事業に要する経費の一部として1食につき400円を負担していただいておりますので、ご理解願います。

No	ページ	意見要旨	対応等
8	第3章 計画の基本理念 P37 (2)自立した生活を支える制度や支援の充実	街から遠いためタクシーで買い物に行くとなると費用が多くかかる。食料品や日用品の自動販売機があるとよい。	市では障害の種別を問わず、障害者手帳を所持している方等、屋外での移動が困難な方を対象に、日常の買い物や余暇活動、社会参加のための外出に利用できる移動支援事業を行っています。 また、在宅高齢者の暮らしに役立つ宅配・出張サービス等を行う、申し出のあったお店をまとめた「旭市シニア生活便利帳」を作成していますので、ご活用ください。
9	第3章 計画の基本理念 P37 (2)自立した生活を支える制度や支援の充実	2年に1回の精神障害者保健福祉手帳の更新に必要な診断書料金の負担が年金を受給していない自分にとって高く困る。	精神障害及び一部の身体障害については状態の変動があると考えられ、適正な給付のために更新が必要となっていますことをご理解願います。診断書の料金については各病院の規定に基づくものですので、本計画で採り上げることはできません。
10	第3章 計画の基本理念 P37 (2)自立した生活を支える制度や支援の充実	なぜ精神障害者の年金申請は3年に1度必要なのか。 他の障害者との格差を感じる。診断書料金もとても高い。	精神障害及び一部の身体障害については状態の変動があると考えられ、適正な給付のために更新が必要となっていますことをご理解願います。診断書の料金については各病院の規定に基づくものですので、本計画で採り上げることはできません。
11	第3章 計画の基本理念 P37 (2)自立した生活を支える制度や支援の充実	街から遠いので、小さいもので良いのでスーパーまたは移動販売車があればとても助かる。	市では障害の種別を問わず、障害者手帳を所持している方等、屋外での移動が困難な方を対象に、日常の買い物や余暇活動、社会参加のための外出に利用できる移動支援事業を行っています。 また、在宅高齢者の暮らしに役立つ宅配・出張サービス等を行う、申し出のあったお店をまとめた「旭市シニア生活便利帳」を作成していますので、ご活用ください。
12	第2章 自立した生活を支える制度や支援の充実 P44 1.相談・情報提供の充実	障害を有する当事者は、支援を受けるだけでなく、自ら学び自立する必要があるため、当事者同士の意見交換等学べる場があるべきである。	P44の主な事業に記載した内容を基に、相談や交流の場の創設、拡充に努めてまいります。

No	ページ	意見要旨	対応等
13	第2章 自立した生活を 支える制度や支 援の充実 P44 1.相談・情報提 供の充実	障害を有するピアサポーターだからこそ当事者の思いがわかる。すでにピアサポーターの資格を有する者または希望者に対して、ピアサポーターの登録制をつくり、就労に繋げて行くべきである。	今年度から本市でも精神障害者に係るピアサポート事業を開始しました。今後はその他の障害種別にも拡大し、またカウンセラーの活動支援を行ってまいります。
14	第2章 自立した生活を 支える制度や支 援の充実 P44 1.相談・情報提 供の充実 および P47 4.障害者家族へ の支援の充実	「ヤングケアラー」の存在が、徐々に社会的な注目を浴びるようになっており、貧困とも密接に関係すると考えられ、ヤングケアラー以上に知名度が低い「若者ケアラー（18歳からおおむね30代までの介護者）」は収入に直結する選択を迫られる時期でもあり、その中で介護を担わなければならない負担は大きい。 ・旭市にヤングケアラーは存在しないのか。 もし存在するとしたならば、「障害のある親を介護している若者に対する相談の充実」と明記し、社会福祉課だけでなく、関係課の対応部署を記載してもらいたい。	※ご意見を踏まえ、記述を修正します。 <u>P44 1「相談・情報提供の充実」主な事業「包括的な相談支援体制の強化」の2つ目の◆「単独では対応が難しい～」の前に「ヤングケアラーやひきこもり、8050問題等」を追加します。</u> 主な事業「相談窓口の周知と対応の充実」に記述があるように各種相談窓口を周知し、適切な支援につなげられるよう努めます。 発生する要因は様々ですので、個々のケースの要因に合致する関係部署や機関を選択し、対応してまいります。

No	ページ	意見要旨	対応等
15	P44 第2章 自立した生活を 支える制度や支 援の充実	事業融資等の場面では連帯保証人を取らなくなっているにも関わらず、「住居」「医療」「介護」という個人のいのちとくらしに関わる根幹部分においては「連帯保証・身元引受」等の人的な連帯保証が根強く残っている。 当事者は身寄りが無いという事実を理由に 「連帯保証・身元引受」「医療同意」「金銭管理(特に病気・けが・認知症になった場合等)」「死後対応」の課題に直面する。こうした課題を地域全体として直視し、解決に向けて行動する主体性を持つことが求められる。 ・旭市において身寄りのなく適切な支援が受けられなかった方は存在しないのか。これからも存在しないととらえているのか。 (存在すると)とらえているならば、第2章に5を設け「身寄りのない人への支援の充実」を記載してほしい。	身の回りの事柄に目を配りながら、ご本人を保護、支援する成年後見制度の活用が考えられます。成年後見制度の利用により、不動産や預貯金等の財産管理だけではなく、ご本人の希望や身体の状態、生活の様子を考慮して、必要な医療や福祉サービスが受けられるよう、利用契約の締結や医療費の支払い等の支援が受けられます。 身寄りが無いことで、適切な支援が受けられない状況にならないよう、現状把握を含め、今後も関係機関と協力し対応していきます。
16	第3章 保健・医療・福 祉サービスの充 実 P49 1.障害者保健対 策の推進	若者のひきこもり問題が解決しないまま長期化、当事者が中高年に対し、高齢の親の問題と併せて深刻な社会問題となっている。 ・旭市に医療機関受診を拒否している精神疾患の可能性のある方は存在しないのか。 ・ひきこもりで困っている世帯は存在しないのか。 これらの問題を把握しているのであれば「ひきこもりについての相談・支援体制の強化」を明記してもらいたい。	※ご意見を踏まえ、記述を修正します。 P44 1「相談・情報提供の充実」主な事業「<u>包括的な相談支援体制の強化</u>」の2つ目の◆「<u>単独では対応が難しい～</u>」の前に「<u>ヤングケアラやひきこもり、8050 問題等</u>」を追加します。 主な事業「相談窓口の周知と対応の充実」に記述があるように各種相談窓口を周知し、適切な支援につなげられるよう努めます。 発生する要因は様々ですので、個々のケースの要因に合致する関係部署や機関を選択し、対応してまいります。

No	ページ	意見要旨	対応等
17	第3章 保健・医療・福祉サービスの充実 P51 3.福祉サービスの充実	障害福祉サービスを受けている人が65歳になると、介護保険サービスへの切り替えを求められる。しかし、障害福祉と高齢者介護では異なる部分も多く、現在受けているものと同じサービスを受けられなくなったり、自己負担が増加したりする。また、障害福祉と介護の違いに戸惑い、スムーズに移行できない人もいる。 65歳以上の人が障害福祉サービスを使いたい場合でも、介護保険で同様のサービスがあれば、国や自治体は介護保険の利用が優先される。障害福祉の支出を抑えられるという背景はあると思うが、旭市では障害福祉サービスから介護保険サービスの移行について一律の判断をしないでほしい。 施策の方向性に「65歳を迎えた後も引き続き障害福祉サービスを希望する場合、利用者の意向を最大限尊重していき高齢障害者の生活の質が低下しないように対応していきたい」と記載してほしい。	国の制度であるため本計画での意見反映は困難ですが、旭市では65歳以降も、徐々に介護サービスに移行していただき、また介護サービスの場に馴染めないなどの理由がある場合には、状況に応じ、引き続き障害サービスを利用できるように配慮しています。共同生活援助に関しても、介護保険では認知症型の施設しかないため、引き続き福祉サービスで支給決定するなど、法令の範囲内で可能な限り柔軟に対応してまいります。
18	第4章 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進 P53 1.療育・教育の充実	「ライフサポートファイル」の周知を推進しますとあるが、10年以上前から記入していても全く活用されたことはありません。(市役所や教職員も知らないと思います)	市内に住所を有する18歳未満の支援を必要とする児童の希望者に配布し、お子さんの成育歴やケアの仕方などを幼年期から青年期に至るまで記録・整理できる有用なノートです。家庭・学校・医療・福祉等の関係者の連携に活用できるよう、関係機関に対して一層の周知に努めたいと考えます。

No	ページ	意見要旨	対応等
19	P59 コラム デマンド交通 「きらりんタクシー」	「ミライロID」についての認知度が低く、調べてもなかなかわからなかった。便利だと思うので、使える用途を増やして、もっと広めていただきたい。	※ご意見を踏まえ、記述を修正します。 <u>P59 コラム中記述につきましては、少しでもわかりやすくするために「ミライロID(障害者手帳アプリ)」に修正します。</u> 市が発行する障害者向けリーフレットや総合公共交通マップ等で「ミライロID」についての周知を図ります。
20		精神障害者保健福祉手帳の更新や自立支援医療の申請が2年ごとで手続きに手間がかかる。	精神障害については状態の変動があると考えられ、適正な給付のために更新が必要となっていますことをご理解願います。また、自立支援医療においては、コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に有効期間が満了する受給者を対象に、有効期間の満了日を1年間延長する措置が講じられましたが、原則は1年で更新手続きが必要となります。ご理解願います。